

# 京都地域公害防止対策事業計画（案）

平成 2 4 年 3 月

京 都 府

※ 本計画は、京都地域公害防止計画（案）において、その一部（第3章京都地域公害防止対策事業計画）として定めるものである。

## 京都地域公害防止対策事業計画（案）

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号。以下「公害財特法」という。）第2条の2第1項により、京都地域公害防止計画において、地方公共団体が京都市、宇治市、向日市、長岡京市及び大山崎町において実施する同項に規定する事業に関する京都地域公害防止対策事業計画を以下のとおり定める。

なお、以下に定める事業は、京都地域公害防止計画における主要課題に係る環境基準の達成に資するものとして位置づけるものである。

### 下水道の設置又は改築の事業

#### （1）京都市公共下水道における終末処理場の改築

- ア 公害財特法における根拠条項等  
公害財特法第2条第3項第1号ハ
- イ 実施主体  
京都市
- ウ 実施場所  
京都市（鳥羽水環境保全センター、吉祥院水環境保全センター、伏見水環境保全センター、石田水環境保全センター）
- エ 実施期間  
平成23年度から平成32年度まで
- オ 該当する主要課題  
大阪湾に流入する河川の水質汚濁
- カ 該当する主要課題との関係  
大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における京都府のCOD、窒素及びりんに係る総量削減計画を踏まえ、大阪湾・淀川流域別下水道整備総合計画に適合する終末処理場の改築を行うことにより、大阪湾の水質汚濁に係るCODの環境基準の達成に資する。

#### （2）京都市公共下水道の設置及び改築（（1）に該当するものを除く。）

- ア 公害財特法における根拠条項等
  - ・ 公害財特法第2条の2第1項
  - ・ 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業
- イ 実施主体  
京都市

ウ 実施場所

京都市

エ 実施期間

平成 23 年度から平成 32 年度まで

オ 該当する主要課題

大阪湾に流入する河川の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における京都府のCOD、窒素及びりんに係る総量削減計画を踏まえ、大阪湾・淀川流域別下水道整備総合計画に適合する京都市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、大阪湾の水質汚濁に係るCODの環境基準の達成に資する。

(3) 宇治市公共下水道における終末処理場の設置及び改築

ア 公害財特法における根拠条項等

公害財特法第 2 条第 3 項第 1 号ハ

イ 実施主体

宇治市

ウ 実施場所

宇治市（東宇治浄化センター）

エ 実施期間

平成 23 年度から平成 32 年度まで

オ 該当する主要課題

大阪湾に流入する河川の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における京都府のCOD、窒素及びりんに係る総量削減計画を踏まえ、大阪湾・淀川流域別下水道整備総合計画に適合する終末処理場の設置及び改築を行うことにより、大阪湾の水質汚濁に係るCODの環境基準の達成に資する。

(4) 宇治市公共下水道の設置及び改築（(3) に該当するものを除く。）

ア 公害財特法における根拠条項等

・ 公害財特法第 2 条の 2 第 1 項

・ 下水道法第 2 条第 3 号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業

イ 実施主体

宇治市

ウ 実施場所

宇治市

エ 実施期間

平成 23 年度から平成 32 年度まで

オ 該当する主要課題

大阪湾に流入する河川の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における京都府のCOD、窒素及びりんに係る総量削減計画を踏まえ、大阪湾・淀川流域別下水道整備総合計画に適合する宇治市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、大阪湾の水質汚濁に係るCODの環境基準の達成に資する。

(5) 向日市公共下水道の設置

ア 公害財特法における根拠条項等

- ・ 公害財特法第 2 条の 2 第 1 項
- ・ 下水道法第 2 条第 3 号に規定する公共下水道の設置の事業

イ 実施主体

向日市

ウ 実施場所

向日市

エ 実施期間

平成 23 年度から平成 32 年度まで

オ 該当する主要課題

大阪湾に流入する河川の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における京都府のCOD、窒素及びりんに係る総量削減計画を踏まえ、大阪湾・淀川流域別下水道整備総合計画に適合する向日市の管渠等の設置を行うことにより、大阪湾の水質汚濁に係るCODの環境基準の達成に資する。

(6) 長岡京市公共下水道の設置及び改築

ア 公害財特法における根拠条項等

- ・ 公害財特法第 2 条の 2 第 1 項
- ・ 下水道法第 2 条第 3 号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業

イ 実施主体

長岡京市

ウ 実施場所

長岡京市

エ 実施期間

平成 23 年度から平成 32 年度まで

オ 該当する主要課題

大阪湾に流入する河川の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における京都府のCOD、窒素及びりんに係る総量削減計画を踏まえ、大阪湾・淀川流域別下水道整備総合計画に適合する長岡京市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、大阪湾の水質汚濁に係るCODの環境基準の達成に資する。

(7) 大山崎町公共下水道の設置及び改築

ア 公害財特法における根拠条項等

・ 公害財特法第 2 条の 2 第 1 項

・ 下水道法第 2 条第 3 号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業

イ 実施主体

大山崎町

ウ 実施場所

大山崎町

エ 実施期間

平成 23 年度から平成 32 年度まで

オ 該当する主要課題

大阪湾に流入する河川の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における京都府のCOD、窒素及びりんに係る総量削減計画を踏まえ、大阪湾・淀川流域別下水道整備総合計画に適合する大山崎町の管渠等の設置及び改築を行うことにより、大阪湾の水質汚濁に係るCODの環境基準の達成に資する。

(8) 桂川右岸流域下水道における終末処理場の設置及び改築

ア 公害財特法における根拠条項等

公害財特法第 2 条第 3 項第 1 号ハ

イ 実施主体

京都府

- ウ 実施場所  
長岡京市（洛西浄化センター）
- エ 実施期間  
平成 23 年度から平成 32 年度まで
- オ 該当する主要課題  
大阪湾に流入する河川の水質汚濁
- カ 該当する主要課題との関係

大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における京都府のCOD、窒素及びりんに係る総量削減計画を踏まえ、大阪湾・淀川流域別下水道整備総合計画に適合する終末処理場の設置及び改築を行うことにより、大阪湾の水質汚濁に係るCODの環境基準の達成に資する。



# 大阪地域公害防止対策事業計画（案）

平成24年3月

大阪府

※ 本計画は、大阪地域公害防止計画（案）において、その一部（第5章大阪地域公害防止対策事業計画）として定めるものである。

## 大阪地域公害防止対策事業計画（案）

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号。以下「公害財特法」という。）第2条の2第1項に基づき、大阪地域公害防止計画において、地方公共団体が大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、忠岡町において実施する同項の規定する事業に関する大阪地域公害防止対策事業計画を以下のとおり定める。

なお、以下に定める事業は、大阪地域公害防止計画における主要課題に係る環境基準等の達成又は人の健康若しくは生活環境に係る被害の防止に資するものとして位置づけるものである。

### 1 下水道の設置又は改築の事業

- (1) 流域下水道における終末処理場の設置及び改築  
別表第一に掲げる事業とする。
- (2) 公共下水道における終末処理場の設置及び改築  
別表第二に掲げる事業とする。
- (3) 流域下水道の設置及び改築  
別表第三に掲げる事業とする。
- (4) 公共下水道の設置及び改築  
別表第四に掲げる事業とする。

### 2 しゅんせつ、導水等の事業

- 別表第五に掲げる事業とする。

別表第一

事業	公害財特法における根拠条項等	実施主体	事業の実施場所	事業の実施期間	該当する主要課題	該当する主要課題との関係
(1)猪名川流域下水道における終末処理場の設置及び改築	公害財特法第2条第3項第1号ハ	大阪府	豊中市 (原田処理場)	平成23年度から平成32年度	大阪湾の水質汚濁	大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における大阪府の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、大阪湾流域別下水道整備総合計画に適合する終末処理場の設置及び改築を行うことにより、大阪湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。
(2)安威川流域下水道における終末処理場の設置及び改築	公害財特法第2条第3項第1号ハ	大阪府	茨木市 (中央水みらいセンター)	平成23年度から平成32年度	大阪湾の水質汚濁	大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における大阪府の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、大阪湾流域別下水道整備総合計画に適合する終末処理場の設置及び改築を行うことにより、大阪湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。
(3)淀川右岸流域下水道における終末処理場の設置及び改築	公害財特法第2条第3項第1号ハ	大阪府	高槻市 (高槻水みらいセンター)	平成23年度から平成32年度	大阪湾の水質汚濁	大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における大阪府の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、大阪湾流域別下水道整備総合計画に適合する終末処理場の設置及び改築を行うことにより、大阪湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。
(4)淀川左岸流域下水道における終末処理場の設置及び改築	公害財特法第2条第3項第1号ハ	大阪府	枚方市 (渚水みらいセンター)	平成23年度から平成32年度	大阪湾の水質汚濁	大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における大阪府の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、大阪湾流域別下水道整備総合計画に適合する終末処理場の設置及び改築を行うことにより、大阪湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。

<p>(5)寝屋川流域下水道における終末処理場の設置及び改築</p>	<p>公害財特法第2条第3項第1号ハ</p>	<p>大阪府</p>	<p>八尾市、東大阪市、四條畷市 (鴻池水みらいセンター、なわて水みらいセンター、川俣水みらいセンター、竜華水みらいセンター)</p>	<p>平成23年度から平成32年度</p>	<p>大阪湾の水質汚濁</p>	<p>大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における大阪府の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、大阪湾流域別下水道整備総合計画に適合する終末処理場の設置及び改築を行うことにより、大阪湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。</p>
<p>(6)大和川下流域下水道における終末処理場の設置及び改築</p>	<p>公害財特法第2条第3項第1号ハ</p>	<p>大阪府</p>	<p>松原市、藤井寺市、大阪狭山市 (今池水みらいセンター、大井水みらいセンター、狭山水みらいセンター)</p>	<p>平成23年度から平成32年度</p>	<p>大阪湾の水質汚濁</p>	<p>大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における大阪府の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、大阪湾流域別下水道整備総合計画に適合する終末処理場の設置及び改築を行うことにより、大阪湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。</p>
<p>(7)南大阪湾岸流域下水道における終末処理場の設置及び改築</p>	<p>公害財特法第2条第3項第1号ハ</p>	<p>大阪府</p>	<p>貝塚市、忠岡町 (北部水みらいセンター、中部水みらいセンター)</p>	<p>平成23年度から平成32年度</p>	<p>大阪湾の水質汚濁</p>	<p>大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における大阪府の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、大阪湾流域別下水道整備総合計画に適合する終末処理場の設置及び改築を行うことにより、大阪湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。</p>

別表第二

事業	公害財特法における根拠条項等	実施主体	事業の実施場所	事業の実施期間	該当する主要課題	該当する主要課題との関係
(1) 公共下水道における終末処理場の設置及び改築	公害財特法第2条第3項第1号ハ	岸和田市	岸和田市 (磯ノ上処理場、牛滝浄化センター)	平成23年度から平成32年度	大阪湾の水質汚濁	大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における大阪府の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、大阪湾流域別下水道整備総合計画に適合する終末処理場の設置及び改築を行うことにより、大阪湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。
(2) 公共下水道における終末処理場の設置及び改築	公害財特法第2条第3項第1号ハ	豊中市	豊中市 (庄内下水処理場)	平成23年度から平成32年度	大阪湾の水質汚濁	大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における大阪府の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、大阪湾流域別下水道整備総合計画に適合する終末処理場の設置及び改築を行うことにより、大阪湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。
(3) 公共下水道における終末処理場の設置及び改築	公害財特法第2条第3項第1号ハ	池田市	池田市 (池田市下水処理場)	平成23年度から平成32年度	大阪湾の水質汚濁	大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における大阪府の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、大阪湾流域別下水道整備総合計画に適合する終末処理場の設置及び改築を行うことにより、大阪湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。

<p>(4) 公共下水道における終末処理場の設置及び改築</p>	<p>公害財特法第2条第3項第1号ハ</p>	<p>吹田市</p>	<p>吹田市 (川面下水処理場、南吹田下水処理場、正雀下水処理場)</p>	<p>平成23年度から平成32年度</p>	<p>大阪湾の水質汚濁</p>	<p>大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における大阪府の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、大阪湾流域別下水道整備総合計画に適合する終末処理場の設置及び改築を行うことにより、大阪湾の水質汚濁に係る<b>COD</b>、全窒素及び全磷の環境基準の達成に資する。</p>
<p>(5) 公共下水道における終末処理場の設置及び改築</p>	<p>公害財特法第2条第3項第1号ハ</p>	<p>泉大津市</p>	<p>泉大津市 (汐見下水処理場)</p>	<p>平成23年度から平成32年度</p>	<p>大阪湾の水質汚濁</p>	<p>大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における大阪府の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、大阪湾流域別下水道整備総合計画に適合する終末処理場の設置及び改築を行うことにより、大阪湾の水質汚濁に係る<b>COD</b>、全窒素及び全磷の環境基準の達成に資する。</p>
<p>(6) 公共下水道における終末処理場の改築</p>	<p>公害財特法第2条第3項第1号ハ</p>	<p>河内長野市</p>	<p>河内長野市 (滝畑浄化センター)</p>	<p>平成23年度から平成32年度</p>	<p>大阪湾の水質汚濁</p>	<p>大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における大阪府の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、大阪湾流域別下水道整備総合計画に適合する終末処理場の改築を行うことにより、大阪湾の水質汚濁に係る<b>COD</b>、全窒素及び全磷の環境基準の達成に資する。</p>

<p>(7) 公共下水道における終末処理場の設置及び改築</p>	<p>公害財特法第2条第3項第1号ハ</p>	<p>四條畷市</p>	<p>四條畷市 (田原処理場)</p>	<p>平成23年度から平成32年度</p>	<p>大阪湾の水質汚濁</p>	<p>大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における大阪府の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、大阪湾流域別下水道整備総合計画に適合する終末処理場の設置及び改築を行うことにより、大阪湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全磷の環境基準の達成に資する。</p>
<p>(8) 公共下水道における終末処理場の設置及び改築</p>	<p>公害財特法第2条第3項第1号ハ</p>	<p>大阪市</p>	<p>大阪市 (大野処理場、十八条処理場、今福処理場、中浜処理場、放出処理場、平野処理場、住之江処理場、千島処理場、市岡処理場、此花処理場、海老江処理場、津守処理場)</p>	<p>平成23年度から平成32年度</p>	<p>大阪湾の水質汚濁</p>	<p>大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における大阪府の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、大阪湾流域別下水道整備総合計画に適合する終末処理場の設置及び改築を行うことにより、大阪湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全磷の環境基準の達成に資する。</p>
<p>(9) 公共下水道における終末処理場の設置及び改築</p>	<p>公害財特法第2条第3項第1号ハ</p>	<p>堺市</p>	<p>堺市 (三宝下水処理場、石津下水処理場、泉北下水処理場)</p>	<p>平成23年度から平成32年度</p>	<p>大阪湾の水質汚濁</p>	<p>大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における大阪府の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、大阪湾流域別下水道整備総合計画に適合する終末処理場の設置及び改築を行うことにより、大阪湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全磷の環境基準の達成に資する。</p>

別表第三

事業	公害財特法における根拠条項等	実施主体	事業の実施場所	事業の実施期間	該当する主要課題	該当する主要課題との関係
(1) 猪名川流域下水道の設置及び改築 (別表第一(1)に該当するものを除く。)	・公害財特法第2条の2第1項 ・下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第4号に規定する流域下水道(同号イに該当するものに限る。)の設置及び改築の事業	大阪府	豊中市、池田市、箕面市	平成23年度から平成32年度	大阪湾の水質汚濁	大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における大阪府の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、大阪湾流域別下水道整備総合計画に適合する豊中市、池田市及び箕面市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、大阪湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。
(2) 安威川流域下水道の設置及び改築 (別表第一(2)に該当するものを除く。)	・公害財特法第2条の2第1項 ・下水道法第2条第4号に規定する流域下水道(同号イに該当するものに限る。)の設置及び改築の事業	大阪府	豊中市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市	平成23年度から平成32年度	大阪湾の水質汚濁	大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における大阪府の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、大阪湾流域別下水道整備総合計画に適合する豊中市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市及び摂津市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、大阪湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。

<p>(3) 淀川右岸流域下水道の設置及び改築(別表第一(3)に該当するものを除く。)</p>	<p>・公害財特法第2条の2第1項 ・下水道法第2条第4号に規定する流域下水道(同号イに該当するものに限る。)の設置及び改築の事業</p>	<p>大阪府</p>	<p>高槻市、茨木市</p>	<p>平成23年度から平成32年度</p>	<p>大阪湾の水質汚濁</p>	<p>大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における大阪府の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、大阪湾流域別下水道整備総合計画に適合する高槻市及び茨木市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、大阪湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。</p>
<p>(4) 淀川左岸流域下水道の設置及び改築(別表第一(4)に該当するものを除く。)</p>	<p>・公害財特法第2条の2第1項 ・下水道法第2条第4号に規定する流域下水道(同号イに該当するものに限る。)の設置及び改築の事業</p>	<p>大阪府</p>	<p>枚方市、交野市</p>	<p>平成23年度から平成32年度</p>	<p>大阪湾の水質汚濁</p>	<p>大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における大阪府の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、大阪湾流域別下水道整備総合計画に適合する枚方市及び交野市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、大阪湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。</p>
<p>(5) 寝屋川流域下水道の設置及び改築(別表第一(5)に該当するものを除く。)</p>	<p>・公害財特法第2条の2第1項 ・下水道法第2条第4号に規定する流域下水道(同号イに該当するものに限る。)の設置及び改築の事業</p>	<p>大阪府</p>	<p>大阪市、枚方市、八尾市、寝屋川市、大東市、柏原市、門真市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市、交野市</p>	<p>平成23年度から平成32年度</p>	<p>大阪湾の水質汚濁</p>	<p>大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における大阪府の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、大阪湾流域別下水道整備総合計画に適合する大阪市、枚方市、八尾市、寝屋川市、大東市、柏原市、門真市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市及び交野市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、大阪湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。</p>

<p>(6) 大和川下流流域下水道の設置及び改築(別表第一(6)に該当するものを除く。)</p>	<p>・公害財特法第2条の2第1項 ・下水道法第2条第4号に規定する流域下水道(同号イに該当するものに限る。)の設置及び改築の事業</p>	<p>大阪府</p>	<p>大阪市、堺市、八尾市、富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市</p>	<p>平成23年度から平成32年度</p>	<p>大阪湾の水質汚濁</p>	<p>大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における大阪府の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、大阪湾流域別下水道整備総合計画に適合する大阪市、堺市、八尾市、富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市及び大阪狭山市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、大阪湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。</p>
<p>(7) 南大阪湾岸流域下水道の設置及び改築(別表第一(7)に該当するものを除く。)</p>	<p>・公害財特法第2条の2第1項 ・下水道法第2条第4号に規定する流域下水道(同号イに該当するものに限る。)の設置及び改築の事業</p>	<p>大阪府</p>	<p>堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、忠岡町</p>	<p>平成23年度から平成32年度</p>	<p>大阪湾の水質汚濁</p>	<p>大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における大阪府の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、大阪湾流域別下水道整備総合計画に適合する堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市及び忠岡町の管渠等の設置及び改築を行うことにより、大阪湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。</p>

別表第四

事業	公害財特法における根拠条項等	実施主体	事業の実施場所	事業の実施期間	該当する主要課題	該当する主要課題との関係
(1) 公共下水道の設置及び改築（別表第二（8）に該当するものを除く。）	・公害財特法第2条の2第1項 ・下水道法第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業	大阪市	大阪市	平成23年度から平成32年度	大阪湾の水質汚濁	大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における大阪府の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、大阪湾流域別下水道整備総合計画に適合する大阪市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、大阪湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。
(2) 公共下水道の設置及び改築（別表第二（9）に該当するものを除く。）	・公害財特法第2条の2第1項 ・下水道法第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業	堺市	堺市	平成23年度から平成32年度	大阪湾の水質汚濁	大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における大阪府の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、大阪湾流域別下水道整備総合計画に適合する堺市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、大阪湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。
(3) 公共下水道の設置及び改築（別表第二（1）に該当するものを除く。）	公害財特法第2条の2第1項 下水道法第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業	岸和田市	岸和田市	平成23年度から平成32年度	大阪湾の水質汚濁	大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における大阪府の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、大阪湾流域別下水道整備総合計画に適合する岸和田市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、大阪湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。

<p>(4) 公共下水道の設置及び改築（別表第二（2）に該当するものを除く。）</p>	<p>・公害財特法第2条の2第1項 ・下水道法第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業</p>	<p>豊中市</p>	<p>豊中市</p>	<p>平成 23 年度 から 平成 32 年度</p>	<p>大阪湾の水質汚濁</p>	<p>大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における大阪府の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、大阪湾流域別下水道整備総合計画に適合する豊中市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、大阪湾の水質汚濁に係る COD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。</p>
<p>(5) 公共下水道の設置及び改築（別表第二（3）に該当するものを除く。）</p>	<p>・公害財特法第2条の2第1項 ・下水道法第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業</p>	<p>池田市</p>	<p>池田市</p>	<p>平成 23 年度 から 平成 32 年度</p>	<p>大阪湾の水質汚濁</p>	<p>大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における大阪府の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、大阪湾流域別下水道整備総合計画に適合する池田市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、大阪湾の水質汚濁に係る COD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。</p>
<p>(6) 公共下水道の設置及び改築（別表第二（4）に該当するものを除く。）</p>	<p>・公害財特法第2条の2第1項 ・下水道法第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業</p>	<p>吹田市</p>	<p>吹田市</p>	<p>平成 23 年度 から 平成 32 年度</p>	<p>大阪湾の水質汚濁</p>	<p>大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における大阪府の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、大阪湾流域別下水道整備総合計画に適合する吹田市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、大阪湾の水質汚濁に係る COD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。</p>

<p>(7) 公共下水道の設置及び改築（別表第二（5）に該当するものを除く。）</p>	<p>・公害財特法第2条の2第1項 ・下水道法第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業</p>	<p>泉大津市</p>	<p>泉大津市</p>	<p>平成 23 年度 から 平成 32 年度</p>	<p>大阪湾の水質汚濁</p>	<p>大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における大阪府の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、大阪湾流域別下水道整備総合計画に適合する泉大津市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、大阪湾の水質汚濁に係る COD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。</p>
<p>(8) 公共下水道の設置及び改築</p>	<p>・公害財特法第2条の2第1項 ・下水道法第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業</p>	<p>高槻市</p>	<p>高槻市</p>	<p>平成 23 年度 から 平成 32 年度</p>	<p>大阪湾の水質汚濁</p>	<p>大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における大阪府の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、大阪湾流域別下水道整備総合計画に適合する高槻市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、大阪湾の水質汚濁に係る COD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。</p>
<p>(9) 公共下水道の設置及び改築</p>	<p>・公害財特法第2条の2第1項 ・下水道法第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業</p>	<p>貝塚市</p>	<p>貝塚市</p>	<p>平成 23 年度 から 平成 32 年度</p>	<p>大阪湾の水質汚濁</p>	<p>大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における大阪府の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、大阪湾流域別下水道整備総合計画に適合する貝塚市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、大阪湾の水質汚濁に係る COD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。</p>

(10) 公共下水道の設置及び改築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公害財特法第2条の2第1項</li> <li>・下水道法第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業</li> </ul>	枚方市	枚方市	平成23年度から平成32年度	大阪湾の水質汚濁	大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における大阪府の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、大阪湾流域別下水道整備総合計画に適合する枚方市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、大阪湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。
(11) 公共下水道の設置及び改築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公害財特法第2条の2第1項</li> <li>・下水道法第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業</li> </ul>	茨木市	茨木市	平成23年度から平成32年度	大阪湾の水質汚濁	大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における大阪府の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、大阪湾流域別下水道整備総合計画に適合する茨木市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、大阪湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。
(12) 公共下水道の設置及び改築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公害財特法第2条の2第1項</li> <li>・下水道法第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業</li> </ul>	八尾市	八尾市	平成23年度から平成32年度	大阪湾の水質汚濁	大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における大阪府の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、大阪湾流域別下水道整備総合計画に適合する八尾市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、大阪湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。

<p>(13) 公共下水道の設置及び改築</p>	<p>・公害財特法第2条の2第1項 ・下水道法第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業</p>	<p>泉佐野市</p>	<p>泉佐野市</p>	<p>平成23年度から平成32年度</p>	<p>大阪湾の水質汚濁</p>	<p>大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における大阪府の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、大阪湾流域別下水道整備総合計画に適合する泉佐野市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、大阪湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全磷の環境基準の達成に資する。</p>
<p>(14) 公共下水道の設置及び改築</p>	<p>・公害財特法第2条の2第1項 ・下水道法第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業</p>	<p>富田林市</p>	<p>富田林市</p>	<p>平成23年度から平成32年度</p>	<p>大阪湾の水質汚濁</p>	<p>大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における大阪府の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、大阪湾流域別下水道整備総合計画に適合する富田林市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、大阪湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全磷の環境基準の達成に資する。</p>
<p>(15) 公共下水道の設置及び改築</p>	<p>・公害財特法第2条の2第1項 ・下水道法第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業</p>	<p>寝屋川市</p>	<p>寝屋川市</p>	<p>平成23年度から平成32年度</p>	<p>大阪湾の水質汚濁</p>	<p>大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における大阪府の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、大阪湾流域別下水道整備総合計画に適合する寝屋川市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、大阪湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全磷の環境基準の達成に資する。</p>

<p>(16) 公共下水道の設置及び改築（別表第二（6）に該当するものを除く。）</p>	<p>・公害財特法第2条の2第1項 ・下水道法第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業</p>	<p>河内長野市</p>	<p>河内長野市</p>	<p>平成23年度から平成32年度</p>	<p>大阪湾の水質汚濁</p>	<p>大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における大阪府の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、大阪湾流域別下水道整備総合計画に適合する河内長野市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、大阪湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。</p>
<p>(17) 公共下水道の設置及び改築</p>	<p>・公害財特法第2条の2第1項 ・下水道法第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業</p>	<p>松原市</p>	<p>松原市</p>	<p>平成23年度から平成32年度</p>	<p>大阪湾の水質汚濁</p>	<p>大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における大阪府の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、大阪湾流域別下水道整備総合計画に適合する松原市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、大阪湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。</p>
<p>(18) 公共下水道の設置及び改築</p>	<p>・公害財特法第2条の2第1項 ・下水道法第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業</p>	<p>大東市</p>	<p>大東市</p>	<p>平成23年度から平成32年度</p>	<p>大阪湾の水質汚濁</p>	<p>大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における大阪府の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、大阪湾流域別下水道整備総合計画に適合する大東市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、大阪湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。</p>

(19) 公共下水道の設置及び改築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公害財特法第2条の2第1項</li> <li>・下水道法第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業</li> </ul>	和泉市	和泉市	平成23年度から平成32年度	大阪湾の水質汚濁	大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における大阪府の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、大阪湾流域別下水道整備総合計画に適合する和泉市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、大阪湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。
(20) 公共下水道の設置及び改築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公害財特法第2条の2第1項</li> <li>・下水道法第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業</li> </ul>	箕面市	箕面市	平成23年度から平成32年度	大阪湾の水質汚濁	大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における大阪府の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、大阪湾流域別下水道整備総合計画に適合する箕面市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、大阪湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。
(21) 公共下水道の設置及び改築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公害財特法第2条の2第1項</li> <li>・下水道法第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業</li> </ul>	柏原市	柏原市	平成23年度から平成32年度	大阪湾の水質汚濁	大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における大阪府の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、大阪湾流域別下水道整備総合計画に適合する柏原市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、大阪湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。

(22) 公共下水道の設置及び改築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公害財特法第2条の2第1項</li> <li>・下水道法第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業</li> </ul>	羽曳野市	羽曳野市	平成23年度から平成32年度	大阪湾の水質汚濁	大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における大阪府の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、大阪湾流域別下水道整備総合計画に適合する羽曳野市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、大阪湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。
(23) 公共下水道の設置及び改築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公害財特法第2条の2第1項</li> <li>・下水道法第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業</li> </ul>	門真市	門真市	平成23年度から平成32年度	大阪湾の水質汚濁	大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における大阪府の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、大阪湾流域別下水道整備総合計画に適合する門真市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、大阪湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。
(24) 公共下水道の設置及び改築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公害財特法第2条の2第1項</li> <li>・下水道法第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業</li> </ul>	摂津市	摂津市	平成23年度から平成32年度	大阪湾の水質汚濁	大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における大阪府の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、大阪湾流域別下水道整備総合計画に適合する摂津市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、大阪湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。

(25) 公共下水道の設置及び改築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公害財特法第2条の2第1項</li> <li>・下水道法第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業</li> </ul>	藤井寺市	藤井寺市	平成23年度から平成32年度	大阪湾の水質汚濁	大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における大阪府の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、大阪湾流域別下水道整備総合計画に適合する藤井寺市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、大阪湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全磷の環境基準の達成に資する。
(26) 公共下水道の設置及び改築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公害財特法第2条の2第1項</li> <li>・下水道法第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業</li> </ul>	東大阪市	東大阪市	平成23年度から平成32年度	大阪湾の水質汚濁	大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における大阪府の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、大阪湾流域別下水道整備総合計画に適合する東大阪市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、大阪湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全磷の環境基準の達成に資する。
(27) 公共下水道の設置及び改築（別表第二（7）に該当するものを除く。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公害財特法第2条の2第1項</li> <li>・下水道法第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業</li> </ul>	四條畷市	四條畷市	平成23年度から平成32年度	大阪湾の水質汚濁	大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における大阪府の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、大阪湾流域別下水道整備総合計画に適合する四條畷市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、大阪湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全磷の環境基準の達成に資する。

(28) 公共下水道の設置及び改築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公害財特法第2条の2第1項</li> <li>・下水道法第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業</li> </ul>	交野市	交野市	平成23年度から平成32年度	大阪湾の水質汚濁	大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における大阪府の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、大阪湾流域別下水道整備総合計画に適合する交野市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、大阪湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。
(29) 公共下水道の設置及び改築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公害財特法第2条の2第1項</li> <li>・下水道法第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業</li> </ul>	大阪狭山市	大阪狭山市	平成23年度から平成32年度	大阪湾の水質汚濁	大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における大阪府の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、大阪湾流域別下水道整備総合計画に適合する大阪狭山市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、大阪湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。
(30) 公共下水道の設置及び改築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公害財特法第2条の2第1項</li> <li>・下水道法第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業</li> </ul>	忠岡町	忠岡町	平成23年度から平成32年度	大阪湾の水質汚濁	大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における大阪府の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、大阪湾流域別下水道整備総合計画に適合する忠岡町の管渠等の設置及び改築を行うことにより、大阪湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。

別表第五

事業	公害財特法における根拠条項等	実施主体	事業の実施場所	事業の実施期間	該当する主要課題	該当する主要課題との関係
(1) 大阪港におけるしゅんせつ及び覆土	公害財特法第2条第3項第2号	大阪市	大阪港 (正蓮寺川、大正内港(福町堀)、木津川運河及び河口付近、木津川、旧住吉川、尻無川、三十間堀川の河川港湾重複7区域)	平成23年度から平成32年度	大阪湾の水質汚濁	大阪港(河川・港湾重複7区域)におけるダイオキシン類及びPCBによる水底の底質の汚染について、汚泥等のしゅんせつ及び覆土を行い、ダイオキシン類及びPCBによる水底の底質の汚染に係る環境基準等の達成又は人の健康を保護するとともに生活環境に係る被害の防止に資する。
(2) 寝屋川におけるしゅんせつ	公害財特法第2条第3項第2号	大阪府	大阪市、大東市、東大阪市 (寝屋川のうち、大阪市、大東市及び東大阪市の区域内に存する部分)	平成23年度から平成32年度	大阪湾の水質汚濁	大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における大阪府の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、河川における水質浄化対策として、寝屋川において汚泥等のしゅんせつを行うことにより、大阪湾の水質汚濁に係るCODの環境基準の達成に資する。
(3) 平野川におけるしゅんせつ	公害財特法第2条第3項第2号	大阪府	大阪市、八尾市、柏原市 (平野川のうち、大阪市、八尾市及び柏原市の区域内に存する部分)	平成23年度から平成32年度	大阪湾の水質汚濁	大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における大阪府の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、河川における水質浄化対策として、平野川において汚泥等のしゅんせつを行うことにより、大阪湾の水質汚濁に係るCODの環境基準の達成に資する。

(4) 恩智川における導水	公害財特法第2条第3項第2号	大阪府	八尾市、柏原市 (恩智川のうち、八尾市及び柏原市の区域内に存する部分)	平成 23 年度から平成 32 年度	大阪湾の水質汚濁	大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における大阪府の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、河川における水質浄化対策として、恩智川において地下水の導水や、淀川からの導水を行うことにより、大阪湾の水質汚濁に係るCODの環境基準の達成に資する。
(5) 道頓堀川・東横堀川におけるしゅんせつ及び覆土	公害財特法第2条第3項第2号	大阪市	大阪市 (道頓堀川、東横堀川)	平成 25 年度から平成 32 年度	河川の水質汚濁	道頓堀川、東横堀川におけるダイオキシン類による水底の底質の汚染について、汚泥等のしゅんせつ及び覆土を行い、ダイオキシン類による水底の底質に係る環境基準の達成又は人の健康若しくは生活環境に係る被害の防止に資する。
(6) 古川におけるしゅんせつ及び覆土	公害財特法第2条第3項第2号	大阪府	大阪市及び門真市 (古川のうち、大阪市及び門真市の区域内に存する部分)	平成 23 年度から平成 32 年度	河川の水質汚濁	古川におけるダイオキシン類による水底の底質の汚染について、汚泥等のしゅんせつ及び覆土を行い、ダイオキシン類による水底の底質に係る環境基準の達成又は人の健康若しくは生活環境に係る被害の防止に資する。
(7) 神崎川におけるしゅんせつ及び覆土	公害財特法第2条第3項第2号	大阪府	大阪市、豊中市及び吹田市 (神崎川のうち、大阪市、豊中市及び吹田市の区域内に存する部分)	平成 23 年度から平成 32 年度	河川の水質汚濁	神崎川におけるダイオキシン類による水底の底質の汚染について、汚泥等のしゅんせつ及び覆土を行い、ダイオキシン類による水底の底質に係る環境基準の達成又は人の健康若しくは生活環境に係る被害の防止に資する。



# 兵庫地域公害防止対策事業計画（案）

平成24年3月

兵庫県

本計画は、兵庫地域公害防止計画（案）において、その一部（第6章兵庫地域公害防止対策事業計画）として定めるものである。

## 兵庫地域公害防止対策事業計画（案）

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 46 年法律第 70 号。以下「公害財特法」という。）第 2 条の 2 第 1 項に基づき、兵庫地域公害防止計画において、地方公共団体が神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、加古川市、宝塚市及び川西市において実施する同項に規定する事業に関する兵庫地域公害防止対策事業計画を以下のとおり定める。

なお、以下に定める事業は、兵庫地域公害防止計画における主要課題に係る環境基準の達成に資するものとして位置づけるものである。

### 1 下水道の設置又は改築の事業

#### (1) 公共下水道における終末処理場の設置及び改築

##### ア 公害財特法における根拠条項等

公害財特法第 2 条第 3 項第 1 号八

##### イ 実施主体、実施場所

実施主体	実施場所	処理場名
神戸市	神戸市	東灘処理場、 ポートアイランド処理場、 中部処理場、西部処理場、 垂水処理場、玉津処理場、 鈴蘭台処理場
尼崎市	尼崎市	東部浄化センター、 北部浄化センター
西宮市	西宮市	甲子園浜浄化センター、 枝川浄化センター、 鳴尾浜浄化センター

##### ウ 実施期間

平成 23 年度から平成 32 年度まで

##### エ 該当する主要課題

海域の水質汚濁

##### オ 該当する主要課題との関係

大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾流域別下水道整備総合計画に適合する終末処理場の設置及び改築を行うことにより、大阪湾の水質汚濁に係る C O D の環境基準の達成に資する。

#### (2) 公共下水道の設置及び改築（(1)に該当するものを除く。）

##### ア 公害財特法における根拠条項等

・ 公害財特法第 2 条の 2 第 1 項

- ・下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 3 号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業

イ 実施主体、実施場所

実施主体	実施場所
神戸市	神戸市
尼崎市	尼崎市
西宮市	西宮市
伊丹市	伊丹市
加古川市	加古川市
宝塚市	宝塚市
川西市	川西市

ウ 実施期間

平成 23 年度から平成 32 年度まで

エ 該当する主要課題

海域の水質汚濁

オ 該当する主要課題との関係

大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾流域別下水道整備総合計画に適合する神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、川西市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、大阪湾の水質汚濁に係る C O D の環境基準の達成に資する。

また、播磨灘の汚濁負荷量の削減のため、播磨灘流域別下水道整備総合計画に適合する加古川市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、播磨灘の水質汚濁に係る C O D の環境基準の達成に資する。

(3) 流域下水道における終末処理場の設置及び改築

ア 公害財特法における根拠条項等

公害財特法第 2 条第 3 項第 1 号八

イ 実施主体

兵庫県

ウ 実施場所

流 域	実施場所	処理場名
猪名川流域下水道	尼崎市、伊丹市	原田処理場
武庫川上流流域下水道	神戸市	武庫川上流浄化センター
武庫川下流流域下水道	尼崎市	武庫川下流浄化センター
加古川下流流域下水道	加古川市	加古川下流浄化センター
武庫川上流流域下水道 武庫川下流流域下水道他	尼崎市	兵庫東流域下水汚泥広域処理場

エ 実施期間

平成 23 年度から平成 32 年度まで

オ 該当する主要課題

海域の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾流域別下水道整備総合計画に適合する終末処理場の設置及び改築を行うことにより、大阪湾の水質汚濁に係るCODの環境基準の達成に資する。

また、播磨灘の汚濁負荷量の削減のため、播磨灘流域別下水道整備総合計画に適合する終末処理場の設置及び改築を行うことにより、播磨灘の水質汚濁に係るCODの環境基準の達成に資する。

(4) 流域下水道の設置及び改築（(3)に該当するものを除く。）

ア 公害財特法における根拠条項等

- ・ 公害財特法第 2 条の 2 第 1 項
- ・ 下水道法第 2 条第 4 号に規定する流域下水道（同号イに該当するものに限る。）の設置及び改築の事業

イ 実施主体

兵庫県

ウ 実施場所

神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、加古川市、宝塚市、川西市

エ 実施期間

平成 23 年度から平成 32 年度まで

オ 該当する主要課題

海域の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾流域別下水道整備総合計画に適合する神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、川西市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、大阪湾の水質汚濁に係るCODの環境基準の達成に資する。

また、播磨灘の汚濁負荷量の削減のため、播磨灘流域別下水道整備総合計画に適合する加古川市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、播磨灘の水質汚濁に係るCODの環境基準の達成に資する。



# 奈良地域公害防止対策事業計画(案)

平成24年3月

奈良県

※ 本計画は、奈良地域公害防止計画(案)において、その一部(第3章奈良地域公害防止対策事業計画)として定めるものである。

## 奈良地域公害防止対策事業計画(案)

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号。以下「公害財特法」という。）第2条の2第1項に基づき、奈良地域公害防止計画において、地方公共団体が奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、生駒市及び王寺町において実施する同項に規定する事業に関する奈良地域公害防止対策事業計画を以下のとおり定める。なお、以下に定める事業は、奈良地域公害防止計画における主要課題に係る環境基準の達成に資するものとして位置づけるものである。

### 1 下水道の設置又は改築の事業

#### (1) 大和川上流流域下水道における終末処理場の設置及び改築

##### ア 公害財特法における根拠条項等

公害財特法第2条第3項第1号ハ

##### イ 実施主体

奈良県

##### ウ 実施場所

大和郡山市（浄化センター）

##### エ 実施期間

平成23年度から平成32年度まで

##### オ 該当する主要課題

大阪湾に流入する河川の水質汚濁

##### カ 該当する主要課題との関係

大和川水系及び大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における奈良県の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、大和川流域別下水道整備総合計画に適合する終末処理場の設置及び改築を行うことにより、大和川水系の水質汚濁に係るBOD及び大阪湾の水質汚濁に係るCODの環境基準の達成に資する。

#### (2) 奈良市公共下水道における終末処理場の設置及び改築

##### ア 公害財特法における根拠条項等

公害財特法第2条第3項第1号ハ

##### イ 実施主体

奈良市

##### ウ 実施場所

奈良市（平城浄化センター、青山清水園、佐保台浄化センター、月ヶ瀬地区浄化センター）

**エ 実施期間**

平成23年度から平成32年度まで

**オ 該当する主要課題**

大阪湾に流入する河川の水質汚濁

**カ 該当する主要課題との関係**

大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における奈良県の化学的酸素要求量、窒素含有量及びびりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、木津川流域別下水道整備総合計画に適合する各処理区の終末処理場の設置及び改築を行うことにより、大阪湾の水質汚濁に係るCODの環境基準の達成に資する。

**(3) 生駒市公共下水道における終末処理場の設置及び改築**

**ア 公害財特法における根拠条項等**

公害財特法第2条第3項第1号ハ

**イ 実施主体**

生駒市

**ウ 実施場所**

生駒市（竜田川浄化センター、山田川浄化センター）

**エ 実施期間**

平成23年度から平成32年度まで

**オ 該当する主要課題**

大阪湾に流入する河川の水質汚濁

**カ 該当する主要課題との関係**

大和川水系及び大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における奈良県の化学的酸素要求量、窒素含有量及びびりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、大和川流域別下水道整備総合計画及び木津川流域別下水道整備総合計画に適合する終末処理場の設置及び改築を行うことにより、大和川水系の水質汚濁に係るBOD及び大阪湾の水質汚濁に係るCODの環境基準の達成に資する。

**(4) 大和川上流流域下水道の設置及び改築（(1)に該当するものを除く。）**

**ア 公害財特法における根拠条項等**

・公害財特法第2条の2第1項

・下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第4号に規定する流域下水道（同号イに該当するものに限る。）の設置及び改築の事業

**イ 実施主体**

奈良県

**ウ 実施場所**

奈良市、大和郡山市、天理市、生駒市

**エ 実施期間**

平成23年度から平成32年度まで

**オ 該当する主要課題**

大阪湾に流入する河川の水質汚濁

**カ 該当する主要課題との関係**

大和川水系及び大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における奈良県の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、大和川流域別下水道整備総合計画に適合する奈良市、大和郡山市、天理市及び生駒市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、大和川水系の水質汚濁に係るBOD及び大阪湾の水質汚濁に係るCODの環境基準の達成に資する。

**(5) 奈良市公共下水道の設置及び改築（(2)に該当するものを除く。）**

**ア 公害財特法における根拠条項等**

- ・公害財特法第2条の2第1項
- ・下水道法第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業

**イ 実施主体**

奈良市

**ウ 実施場所**

奈良市

**エ 実施期間**

平成23年度から平成32年度まで

**オ 該当する主要課題**

大阪湾に流入する河川の水質汚濁

**カ 該当する主要課題との関係**

大和川水系及び大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における奈良県の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、大和川流域別下水道整備総合計画及び木津川流域別下水道整備総合計画に適合する奈良市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、大和川水系の水質汚濁に係るBOD及び大阪湾の水質汚濁に係るCODの環境基準の達成に資する。

**(6) 大和高田市公共下水道の設置及び改築**

**ア 公害財特法における根拠条項等**

- ・公害財特法第2条の2第1項
- ・下水道法第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業

**イ 実施主体**

大和高田市

**ウ 実施場所**

大和高田市

**エ 実施期間**

平成23年度から平成32年度まで

**オ 該当する主要課題**

大阪湾に流入する河川の水質汚濁

**カ 該当する主要課題との関係**

大和川水系及び大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における奈良県の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、大和川流域別下水道整備総合計画に適合する大和高田市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、大和川水系の水質汚濁に係るBOD及び大阪湾の水質汚濁に係るCODの環境基準の達成に資する。

**(7) 大和郡山市公共下水道の設置及び改築**

**ア 公害財特法における根拠条項等**

- ・公害財特法第2条の2第1項
- ・下水道法第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業

**イ 実施主体**

大和郡山市

**ウ 実施場所**

大和郡山市

**エ 実施期間**

平成23年度から平成32年度まで

**オ 該当する主要課題**

大阪湾に流入する河川の水質汚濁

**カ 該当する主要課題との関係**

大和川水系及び大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における奈良県の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、大和川流域別下水道整備総合計画に適合する大和郡山市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、大和川水系の水質汚濁に係るBOD及び大阪湾の水質汚濁に係るCODの環境基準の達成に資する。

**(8) 天理市公共下水道の設置及び改築**

**ア 公害財特法における根拠条項等**

- ・公害財特法第2条の2第1項
- ・下水道法第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業

**イ 実施主体**

天理市

**ウ 実施場所**

天理市

**エ 実施期間**

平成23年度から平成32年度まで

**オ 該当する主要課題**

大阪湾に流入する河川の水質汚濁

**カ 該当する主要課題との関係**

大和川水系及び大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における奈良県の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、大和川流域別下水道整備総合計画に適合する天理市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、大和川水系の水質汚濁に係るBOD及び大阪湾の水質汚濁に係るCODの環境基準の達成に資する。

**(9) 生駒市公共下水道の設置及び改築（(3)に該当するものを除く。）**

**ア 公害財特法における根拠条項等**

- ・公害財特法第2条の2第1項
- ・下水道法第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業

**イ 実施主体**

生駒市

**ウ 実施場所**

生駒市

**エ 実施期間**

平成23年度から平成32年度まで

**オ 該当する主要課題**

大阪湾に流入する河川の水質汚濁

**カ 該当する主要課題との関係**

大和川水系及び大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における奈良県の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、大和川流域別下水道整備総合計画及び木津川流域別下水道整備総合計画に適合する生駒市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、大和川水系の水質汚濁に係るBOD及び大阪湾の水質汚濁に係るCODの環境基準の達成に資する。

**(10) 王寺町公共下水道の設置及び改築**

**ア 公害財特法における根拠条項等**

- ・公害財特法第2条の2第1項
- ・下水道法第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業

**イ 実施主体**

王寺町

**ウ 実施場所**

王寺町

**エ 実施期間**

平成23年度から平成32年度まで

**オ 該当する主要課題**

大阪湾に流入する河川の水質汚濁

**カ 該当する主要課題との関係**

大和川水系及び大阪湾の汚濁負荷量の削減のため、大阪湾における奈良県の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、大和川流域別下水道整備総合計画に適合する王寺町の管渠等の設置及び改築を行うことにより、大和川水系の水質汚濁に係るBOD及び大阪湾の水質汚濁に係るCODの環境基準の達成に資する。

# 和歌山地域公害防止対策事業計画（案）

平成 24 年 3 月

和歌山県

\* 本計画は、和歌山地域公害防止計画（案）  
において、その一部（第3章和歌山地域公害防  
止対策事業計画）として定めるものである。

## 和歌山地域公害防止対策事業計画（案）

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号。以下「公害財特法」という。）第2条の2第1項に基づき、和歌山地域公害防止計画において、地方公共団体が和歌山市において実施する同項に規定する事業に関する和歌山地域公害防止対策事業計画を以下のとおり定める。

なお、以下に定める事業は、和歌山地域公害防止計画における主要課題に係る環境基準の達成に資するものとして位置づけるものである。

### 1 下水道の設置又は改築の事業

#### (1) 和歌山市公共下水道における終末処理場の設置及び改築

##### ア 公害財特法における根拠条項等

公害財特法第2条第3項第1号ハ

##### イ 実施主体

和歌山市

##### ウ 実施場所

和歌山市

##### エ 実施期間

平成23年度から平成32年度まで

##### オ 該当する主要課題

河川の水質汚濁

##### カ 該当する主要課題との関係

瀬戸内海における和歌山県の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ紀の川流域別下水道整備総合計画に適合する終末処理場の設置及び改築を行うことにより河川の汚濁負荷量を削減し、河川のBODに係る水質環境基準達成に資するとともに、併せて瀬戸内海におけるCODの環境基準の達成に資する。

#### (2) 和歌山市公共下水道の設置及び改築（(1)に該当するものを除く。）

##### ア 公害財特法における根拠条項等

・公害財特法第2条の2第1項

・下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業

##### イ 実施主体

和歌山市

ウ 実施場所

和歌山市

エ 実施期間

平成23年度から平成32年度まで

オ 該当する主要課題

河川の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

瀬戸内海における和歌山県の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ紀の川流域別下水道整備総合計画に適合する和歌山市の管渠等の設置及び改築を行うことにより河川の汚濁負荷量を削減し河川のBODに係る水質環境基準達成に資するとともに、併せて瀬戸内海における、CODの環境基準の達成に資する。

## 2 しゅんせつ、導水等の事業

### (1) 大門川におけるしゅんせつ

ア 公害財特法における根拠条項等

公害財特法第2条第3項第2号

イ 実施主体

和歌山県

ウ 実施場所

和歌山市(大門川)

エ 実施期間

平成23年度から平成32年度まで

オ 該当する主要課題

河川の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

大門川における汚濁負荷量の削減に資するため、大門川の汚泥等のしゅんせつを行い、水質汚濁に係るBODの環境基準の達成に資する。